

# 岩美町における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

岩 美 町 長  
岩美町議会議長  
岩美町教育委員会  
岩美町選挙管理委員会  
岩美町代表監査委員  
岩美町農業委員会

岩美町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、岩美町長、岩美町議会議長、岩美町教育委員会、岩美町選挙管理委員会、岩美町代表監査委員、岩美町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取り組み

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

**目標 1** 平成32年度末までに、男性の育児休業取得率10%、配偶者出産休暇の取得率100%とする。

■現在の状況

育児休業（平成27年度）

	子の生まれた職員（人）	育児休業取得者（人）	取得率（%）
男性	5	0	0.0
女性	2	2	100.0

男性の育児休業は、平成25年度に1人が取得したのみである。

配偶者出産休暇（平成27年度）

子の生まれた人（人）	配偶者出産休暇取得者（人）	取得率（%）	有給休暇取得者（人）	取得率（%）
5	1	20.0	2	40.0

平成27年度中に子の生まれた職員5人のうち、休暇を取得した職員は3人であり、取得しなかった職員の理由は、休日に生まれたためであった。休暇を取得した職員のうち、特別休暇を取得したのは、1人であり、特別休暇を取得せず、有給休暇を取得した理由は、制度を知らなかったためであった。

■取り組み内容及び実施時期

- ① 「男性職員の育児参画の推進」を組織の目標とし、組織全体で取り組む。（平成28年度～）
- ② 各種休暇制度等、柔軟な働き方を可能とする制度を職員に周知する。（平成28年度～）
- ③ 男性の育児休業取得促進に向けて管理職員を対象した意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。（平成28年度）
- ④ 育児休業等から円滑に復帰できるように、所属職場との連絡体制確保等必要な支援を行う。（平成28年度～）

**目標 2** 平成 3 2 年度末までに、課長級及び課長補佐級職員のうち女性の占める割合を、それぞれ 3 5 . 0 % とする。

■現在の状況

各役職段階に占める女性職員の割合

	職員数 (人)	うち女性職員 (人)	女性の割合 (%)
課 長 級	1 8	5	2 7 . 8
課長補佐級	2 0	6	3 0 . 0
係 長 級	1 7	6	3 5 . 3
主 任 級	3 8	2 8	7 3 . 7
主 事 級	5 6	2 2	3 9 . 3
合 計	1 4 9	6 7	4 5 . 0

主任級職員の女性割合が突出して高く、主任級に留まっている職員が多くいる傾向にある。

■取り組み内容及び実施時期

- ① これまで女性職員がほとんど配置されていなかった職務やポストについても、適性を見極めながら積極的に配置し、キャリア形成を促進する。  
(平成 2 8 年度～)
- ② 係長級、課長補佐級、課長級の各役職段階における人材プール確保を念頭に置いた人材育成を行う。(平成 2 8 年度～)
- ③ 女性職員を積極的に研修に派遣する。(平成 2 8 年度～)